

第 21 回農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 4 年 3 月 8 日 (火) 午後 1 時 30 分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第 1 号 農地審議 農地法第 3 条関係について
所有権移転
議案第 2 号 農地審議 農地法第 3 条関係について
賃借権設定
議案第 3 号 農地審議 農地法第 4 条関係について
議案第 4 号 農地審議 農地法第 5 条関係について
議案第 5 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第 6 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地中間管理利用権設定
各筆明細について
議案第 7 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項
①農地あっせん事業について
②農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画の
策定について
③農業委員会における今後の最適化活動について
④農地買受け借受け希望について (別添資料)
⑤農地貸付け売渡し希望について (別添資料)
⑥その他
- 5 その他
①当面の日程について
②その他

6 出席農業委員（11人）

	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

7 欠席委員

唐澤喜廣			
------	--	--	--

8 議事録署名委員

丸山芳雄	征矢昌博
------	------

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	渡邊健寛	唐澤茂
------	------	------	-----

10 出席事務局職員

事務局長	有賀仁志	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

<p>事務局長</p>	<p>開会 本日は、唐澤会長代理が急遽欠席ということですので、私の方で進めさせていただきます。本日出席の農業委員は10名、農地利用最適化推進委員は4名です。会議規則第6条の規定によりまして、第21回農業委員会総会を開催いたします。</p>
<p>高木会長</p>	<p>会長挨拶</p>
<p>事務局長</p>	<p>会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となつていただき進行願います。</p>
<p>議長</p>	<p>議事録署名委員を指名します。 本総会の議事録署名は、丸山芳雄委員と征矢昌博委員を指名します。</p>
<p>事務局 議長 委員一同 議長 委員一同 議長</p>	<p>1 報告事項 ①農地法第3条の3の規定による届出について報告。 6件27筆 番号3-47から番号3-52につきまして質問等、何かございますか。 (特になし) 特にない様ですが、よろしいでしょうか。 (はい) 報告事項①につきましては、受理と致します。</p>
<p>事務局 議長 委員一同 議長 委員一同 議長</p>	<p>②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告。 5件5筆 番号3-73から番号3-77につきまして質問等、何かございますか。 (特になし) 特にない様ですが、よろしいでしょうか。 (はい) 報告事項②につきまして、全て受理と致します。 報告事項は以上で終わります。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>2 議事 議案第1号 農地審議 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題とします。 朗読 上程 番号3-20、番号3-21は議案書と意見書にありますとおり、農地法第3条の許可案件の全てを満たしております。</p>

<p>議 長</p>	<p>地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。</p>
<p>松澤良行委員</p>	<p>番号3-20につきまして、松澤良行委員の説明を求めます。</p> <p>場所につきましては、会議資料の4ページをご覧ください。番号3-20の譲受人、[]につきましては[]の方であります。譲渡人の[]方ですがこちらも[]の方ということです。今回農業廃止ということで、[]譲り渡したいということです。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号3-20につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(特になし)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にない様でございますので、番号3-20につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」と認めます。</p>
<p>松澤良行委員</p>	<p>番号3-20につきましては「許可相当」とします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号3-21につきましても松澤良行委員の説明を求めます。</p>
<p>松澤良行委員</p>	<p>地図は会議資料の5ページになります。</p>
<p>松澤良行委員</p>	<p>番号3-21につきましても譲受人の[]方になります。また譲渡人の[]方ということで、この方も先ほどと同じように農業廃止することで[]方に譲り渡すということであり</p>
<p>松澤良行委員</p>	<p>ります。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号3-21につきまして何かご質問、ご意見等がありますか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(特になし)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にない様でございますので、番号3-21につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」と認めます。</p>
<p>松澤良行委員</p>	<p>番号3-21につきましては「許可相当」とします。</p>
<p>松澤良行委員</p>	<p>以上で議案第1号は終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第2号 農地審議 農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認についてを議題とします。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読 上程</p>
<p>事務局</p>	<p>番号3-22、番号3-23、番号3-24 は議案書と意見書にありますとおり、農地法第3条の許可要件の全てを満たしております。</p>
<p>議 長</p>	<p>担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>議案第2号の3件を一括で、唐木義秋委員の説明を求めます。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>地図は会議資料の6ページになります。6号線の農業公園の西側のところになります。先ほど説明があったようにふれあい農園という事で、継続の為の扱いという事になるそうです。非常に競争率も活発で好評だという事</p>

議 長	<p>であります。役場の事務局の方が、熱心にやる人については、南箕輪の中に農地や遊休農地がありますので、そちらを借りてやったらどうでしょうかという様なご案内をしながら、ちょっと手広くやるというような例もでてきているという事です。非常に良い事ではないかなあとと思います。</p> <p>ふれあい農園は、今、説明のとおり人気があるというような事であります。こういった事が広がってくれば、本当に良いのではないかと考えております。議案第2号につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。</p>
委員一同	(特になし)
議 長	<p>特にない様でございますので、議案第2号につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なし)
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>議案第2号につきましては「許可相当」とします。</p> <p>以上で議案第2号は終わります。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地審議 農地法第4条関係(農業委員会許可処理案件)についてを議題とします。</p>
事務局	<p>朗読 上程</p> <p>番号1は議案書と意見書にありますとおり、農地法第4条の許可要件の全てを満たしております。</p>
議 長	<p>地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。</p> <p>番号1につきまして、伊藤篤委員の説明を求めます。</p>
伊藤篤委員	<p>地図は会議資料の7ページになります。場所は、吹上線と中込線の交わった所からちょっと東側に行ったところになります。この場所は農地で自分の住宅を建てるという事です。現在ちょうど挟んで反対側に住宅がありまして、老朽化で古くなったのでこちらの農地の方へ家を建てたいという申請になります。この奥は、住宅を建てるという事で転用を行って、もう現在住宅が建っています。周りの農地もみんな農地でありまして周囲の方は問題ないかと思えます。それで現在の農地に関しましては現状は耕作はしておりませんが、草刈りを行って管理されてるというような状況になっております。それから雨水排水に関しましては宅内処理ということになっています。上下水につきましては、村営を使用するそうであります。それから丁度この東になるんですが、ここに擁壁を入れて右の家の方への土砂の進入を防ぐような状況になっているという事で説明を受けました。</p>
議 長	<p>ここは、第2種農地であります。場所は、吹上線を上がっていった北側のとこの様でございます。番号1につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。</p>
委員一同	(特になし)

議長	特にない様でございますので、番号1につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。 番号1につきまして「許可相当」とします。 以上で議案第3号は終わります。
議長	議案第4号 農地審議 農地法第5条関係（農業委員会許可処理案件）についてを議題とします。
事務局	朗読 上程 番号1から番号4は議案書と意見書にありますとおり、農地法第5条の許可案件の全てを満たしております。
議長	地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 番号1につきましては、私が担当でございますので、説明をさせていただきます。
高木繁雄委員	地図は会議資料の9ページになります。場所は、神子柴地区で川原の南の方になります。JR飯田線と産業道路の間であります。この農地は今年の10月から今年の2月までJRの工事のため資材置場として一時転用されておりましたけれども、現在はきれいに撤去されております。譲受人の[]は、[]営み、事業については、資材置場、重機などを行っているようであります。ここは準工業地域になります。ここを資材置場や駐車場として使いたいということでございます。水路があるので土砂が流れ込まないように擁壁を設置するということでございます。資材置場でございますので、上下水道の利用は予定していないということです。雨水は敷地内で浸透処理で周辺農地への影響はほとんどないと思っております。特に問題はないと思っておりますのでお願いします。
議長	番号1につきまして何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	特にない様でございますので番号1につきまして、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。 番号1につきましては「許可相当」とします。
議長	番号2につきまして、松澤良行委員の説明を求めます。
松澤良行委員	地図は会議資料の11ページになります。場所は、国道西側の通学道路のすぐ横の農地になります。申請地の手前側は、今まで宅地として家が建っていたところなのですが、それを取り壊して今は、更地となっております。

そこの西側も譲渡人である [] 農地ということで、この二つを合わせて譲受人である [] が2区画の宅地分譲をするという事業であります。 []、 [] としてこの農地の売却を決めたということでもあります。上水道につきましては公共の上水道を使用して、排水については公共の下水道に接続するという事です。雨水につきましては宅地内処理をするという事でもあります。場所的にもこの事業については問題ないかと思えます。

議長
委員一同
議長

番号2につきまして何かご質問、ご意見等ありますか。

(特になし)

特にない様でございますので、番号2につきまして可としてよろしいでしょうか。

委員一同
議長

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

番号2につきましては「許可相当」とします。

議長
伊藤篤委員

番号3につきまして、伊藤篤委員の説明を求めます。

地図は、会議資料の13ページになります。場所は南箕輪の郵便局から通学道路をちょっと北に入ったところになります。この農地は譲渡人である []、 [] の方ですけれども、前の持ち主の方が [] をされて今、 [] 相続の財産管理をしているという事で、この方が [] 売買するという事になります。この件については後で詳しく事務局の方から説明があるかと思えますが、家庭裁判所の審議を経て、それで了解が出て [] 間に入って売買ができるというような状況になってるという事です。譲受人の [] のアパートに住んでおられて、ここが小学校、中学校にも近くて通学にもいいということで、ここを選定されたようです。上下水に関しましては手前の通学道路の下に管が入っていますので、そこに接続をするという事です。それから雨水に関しましては宅内処理という事で申請が上がっております。

議長
事務局

そういう事ですので、相続財産管理人に関して事務局から説明をお願い致します。

今回、譲渡人が [] (相続財産管理人) ということになっている珍しいケースだと思います。内容としては、被相続人である [] をもう誰も相続しないと、相続放棄になっているところでして、 [] その相続財産管理人という事で、家庭裁判所の方で選定されてるという事になります。その相続財産管理人である [] 方から、この土地については [] 売却するという申し立てがあって、それについて家庭裁判所では認めますよという審判が下りているという案件になります。

議長




はい。相続財産放棄したという事は、売買したその代金はどこに行くので

事務局	<p>すか。</p> <p>この主文には、申し立て手続き費用は、被相続人[REDACTED]相続財産法人の負担とするという様に書かれています。</p>
伊藤篤委員	<p>簡単に言うと借金の肩代わりに、そちらの借金の方に払うという事であり</p> <p>ます。</p>
議長 委員一同	<p>番号3につきまして他にご質問、ご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>(特になし)</p>
議長 委員一同	<p>番号3につきまして可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>番号3につきましては「許可相当」とします。</p>
議長 征矢昌博委員	<p>番号4につきまして、征矢昌博委員の説明を求めます。</p> <p>地図は、会議資料の15ページになります。ここは昨年4月に農振除外の申請のところ</p> <p>で場所を見ていただいた、塩ノ井の公民館の東側のところにある場所です。使用貸借という事で譲受人の征矢圭輔さんは、譲渡人である</p>
議長 委員一同	<p>[REDACTED]いう事になります。農振除外をした時は、この申請地の真ん中の所に家を建てるという事で話が上がっていたのですが、実際の計画を立てていったところ、ここ</p> <p>の東側の所が急傾斜地になっていまして、土砂災害の警戒区域のイエロー部分にかかっているという事が分かりまして、計画している所よりかなり西側の方に家と駐車場等を配置するような計画に替わっています。上下水道は、そこに入って行く道のところに敷設されていて、それを利用するという事と、雨水は宅内浸透式で処理するという事です。特に周りの農地への影響はないものと思われ</p> <p>ます。ここは、以前に農振除外をした土地という事であり</p> <p>ます。番号4につきまして何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。</p>
議長 委員一同	<p>(特になし)</p> <p>特にない様でございますので、番号4につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
議長 委員一同	<p>(異議なし)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>番号4につきましては「許可相当」とします。</p> <p>以上で議案第4号は終わります。</p>
議長	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題にします。</p>
事務局	<p>朗読 上程</p> <p>6件13筆</p> <p>以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た</p>

議 長	<p>しています。</p> <p>番号 3-352 から番号 3-357 につきまして何かご質問等ありましたらお願い致します。</p>
委員一同 議 長	<p>(特になし)</p> <p>特にない様でございますので、番号 3-352 から番号 3-357 につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議 長	<p>(異議なし)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p>
	<p>番号 3-352 から番号 3-357 につきまして「決定」する事とします。</p> <p>以上で議案第 5 号は終わります。</p>
議 長	<p>議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理利用権設定各筆明細 についてを議題にします。</p>
事 務 局	<p>朗読 上程 1 件 1 筆</p>
	<p>以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。</p>
議 長 委員一同	<p>番号 3-358 につきまして何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p>
議 長	<p>特にない様でございますので、番号 3-358 につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議 長	<p>(異議なし)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p>
	<p>番号 3-358 につきましては「決定」する事とします。</p> <p>以上で議案第 6 号は終わります。</p>
議 長	<p>議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議 題にします。</p>
事 務 局	<p>朗読 上程 3 件 19 筆</p>
	<p>以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。</p>
議 長	<p>番号 3-359 と番号 3-361 の担当は、丸山芳雄委員ですが、補足説明があり ましたらお願い致します。</p>
丸山芳雄委員	<p>番号 3-361 ですけれども、上の二筆は白地ということで税金の控除が受け られないという事ですけれども、特に問題になる事はありません。</p>
議 長	<p>番号 3-360 につきましては、酒井文代委員と私が担当であります。酒井文 代委員、補足説明が何かありましたらお願い致します。</p>
酒井文代委員	<p>補足する事は、特にありません。</p>

議 長	<p>酒井委員の方からも良いという事で、この3件につきましては、番号3-359については[REDACTED]、番号3-360については[REDACTED]、番号3-361については[REDACTED]開発公社からこの方々達へ売り渡す契約となる ところでございます。番号3-359、番号3-360、番号3-361につきまして ご意見、ご質問等がありますでしょうか。</p>
委員一同 議 長	<p>(特になし) 特にない様でございますので、番号3-359、番号3-360、番号3-361につ きまして可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議 長	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-359、番号3-360、番号3-361につきまして「決定」する事としま す。 以上で議案第7号は終わります。 議案審議は全て終了します。</p>
議 長	<p>議事が終わりましたので、これより15分ほど休憩をとりたいと思います。 (休憩時間)</p>
議 長	<p>(2時40分再開) それでは時間になりましたので、総会を再開したいと思います。</p>
事 務 局 議 長	<p>3 協議事項 ①農地あっせん事業について 2件3筆 ・あっせん選定調書について説明をする。(会議資料P17～25P) ・補足説明をする。 ・不適切な事実はないという事ですので、このあっせん事業を進めていく 事とする。</p>
事 務 局	<p>②農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画の策定について ・農業委員への女性登用の推進に係る調査の実施依頼について説明をする。 (会議資料P26～P33)</p>
議 長 委員一同	<p>・補足説明をする。 ・女性委員登用目標及び取り組み計画について話し合いをする。 (日を改めて会長、会長代理、農政部長、農業振興部長、女性委員3名が 集まり取り組み計画を進めていく)</p>
	<p>③農業委員会における今後の最適化活動について</p>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会による最適化の推進等（経営局長通知）について説明をする。（会議資料 P34～P37）
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。（質疑、応答をする）
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度から各委員、日々やった事を活動の記録として付ける事とする。（4月の総会時に記入用紙を配布する予定）
	<p>④農地買受け借受け希望について</p> <p>1件</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・農地買受・借受希望申出書について説明をする。（別添資料 P1）
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 ・地元委員が中心となって、全委員協力をして農地を探す事とする。
	<p>⑤農地貸し付け売渡し記号について</p> <p>3件 16筆</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・農地貸付・売渡希望申出書について説明をする。（別添資料 P1～P16）
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 ・全委員協力をして農地を探す事とする。
	<p>⑥その他</p>
伊藤篤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・大芝の営農型太陽光発電から毎年2月末に報告書があがるようになっていと思うのですが、それは来ていますか。そこらへんをちょっと教えてほしいです。（質問）
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・大芝の薬用ニンジンの関係で報告は聞いています。収穫については、葉っぱと茎を粉末にして、それを商品化する事ができると最近分かったという事なので、根の方は掘り取らずに来年も茎と葉っぱを育てて、それを収穫をするとおっしゃっていましたが、それがずっと継続できるかどうかは、とにかく初めての事なのでやってみないと分からないという事です。（回答）
伊藤篤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・いつも報告書を配ってもらっていたのですが、もらえますか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりました。報告書と営農日誌が付いていたかなあと思うので、それをコピーしてお配りする様にします。4月の総会の時にそれについては、報告させていただきます。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれにしても、また今年も現地視察をやらないといけないのかなあと思っておりますので、行ってまた話を聞いたり、こんな事で良いのかちょっと疑問を抱くような事になってきていますけれども、そこらへんも含めましてまた考えていきたいと思っております。
	<p>4 その他</p>
事務局	<p>①当面の日程について説明をする。</p>

	<p>②その他</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月12日の農地相談会の予約者 11人（3月7日現在）で、予約者が増えた時の対応について話し合う。
事務局	<p>（人数が増えた場合は、農業振興部会の方から唐木委員と征矢委員に応援対応をしてもらう）</p>
事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度の農作業標準労賃・農業機械作業標準料金設定会議資料について説明をする。（別紙資料あり）
事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業機械作業標準料金表について補足説明をする。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者向け新型コロナウイルス感染症対策応援金、来年度の予算等について説明をする。（会議資料 P38）
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来年度の予算について補足説明をする。（質疑、応答をする）
	<p>以上で議長の職を解かさせていただきます。</p>
	<p>閉 会</p>
事務局長	<p>以上を持ちまして、第21回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。 （午後4時15分終了）</p>
	<p>以上、第21回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。</p>
	<p>令和4年3月25日</p>
	<p>議 長 高 木 繁 雄 </p>
	<p>議事録署名委員 丸 山 芳 雄 </p>
	<p>議事録署名委員 征 矢 昌 博 </p>